



公正取引委員会
事務総局 九州事務所



定員
100名

2026年法改正説明会

～下請・振興法の新常識～

2025 10/7

火

- 時間：14：00～16：00
- 形式：対面
- 会場：カクイックス交流センター大研修室3
(鹿児島県鹿児島市山下町14-50)
- 対象：全業種事業者、支援機関、金融機関等
※1事業者2名までとさせていただきます。

※本イベントは【先着順】での受付となります。
定員に達し次第、申し込みを締め切らせていただきます。



- ・ **令和8年1月1日**から下請法と下請振興法の改正法が施行されます。
- ・ 改正により法律の名称や用語が変更されます。

下請法	中小受託取引適正化法（通称 取適法 ）
下請振興法	受託中小企業振興法
親事業者・下請事業者	委託事業者・中小受託事業者 等

- ・ 改正により**規制の対象となる事業者や取引の範囲が拡大**されます。

改正内容について知りたい方はコチラ！

公正取引委員会（下請法関係）HP

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/torittekihoh.html



中小企業庁（下請振興法関係）HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>



－ プログラム －

14:00-15:20 中小受託取引適正化法（取適法）について

公正取引委員会 事務総局 九州事務所

15:20-15:30 受託中小企業振興法の改正ポイントについて

九州経済産業局 産業部 取引適正化推進室

15:30-16:00 質疑応答

－ 申し込み方法 －

QRコードを読み込んで、
必要事項を記入してくだ
さい。

10月6日(月) 17：00 ✕



【個人情報保護方針】

ご提供いただいた個人情報は、事務局（九州経済産業局、公正取引委員会事務総局九州事務所、鹿児島県）の運営、事後アンケートの実施にのみ使用し、事務局においてその保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに事務局以外の第三者へ開示、提供することはありません。なお、本説明会の録画・録音、第三者への提供を固く禁じます。

主催

公正取引委員会事務総局 九州事務所
九州経済産業局

共催

鹿児島県

お問合せ先

九州経済産業局 産業部 取引適正化推進室
TEL：092-482-5590